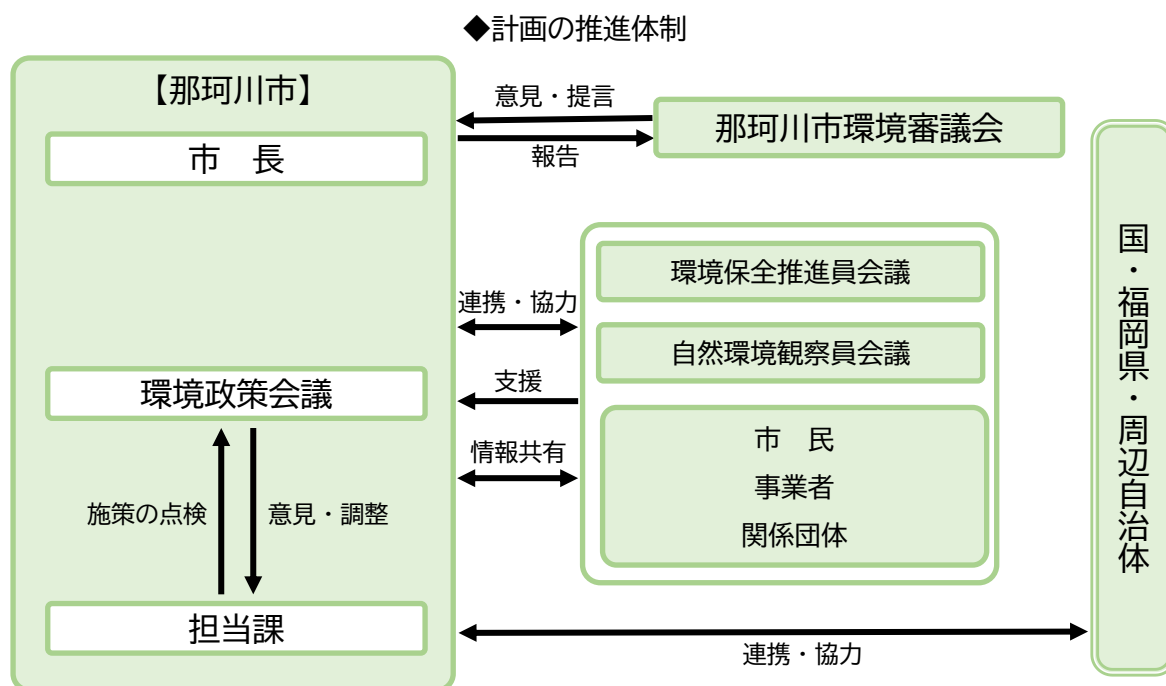


第7章 計画の推進体制と進行管理

本計画を着実に実行するため、進捗状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みにフィードバックさせていく体制を示します。

1 計画の推進体制

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。



(1) 推進組織

■那珂川市環境審議会

那珂川市環境基本条例（平成15年12月26日条例第38号）第18条に位置付けられた、学識経験者、関係行政機関の職員、市民、事業者を代表する者、関係団体を代表する者から構成された環境審議会を定期的開催し、環境行政の総合的かつ計画的な推進に係る調査審議に基づき、計画の推進に必要な総合的な点検・評価及び見直し等を行います。

■那珂川市環境政策会議

那珂川市環境政策会議設置要綱（平成20年6月30日要綱第31号）第1条に位置付けられた環境政策会議を定期的開催し、環境基本計画の推進のための政策調整等を行います。また、同要綱第6条に位置付けられた係長級による環境政策ワーキンググループを開催し、会議の作業部会として具体的な連絡調整等を行います。

(2) 協働組織

■環境保全推進員会議

那珂川市環境保全推進員設置規則（令和2年3月27日規則第26号）第1条に定める那珂川市環境保全推進員（以下「推進員」という。）が出席する環境保全推進員会議を開催します。

推進員は、本市の良好な生活環境を保全するとともに、環境に配慮した循環型のまちづくりを推進するために、情報を提供し、要望及び意見を述べるとともに地域住民に対して、行政の事業計画についての情報提供及び生活環境保全のための指導や地域住民の環境活動への積極的な参加の呼びかけ等を行います。

■那珂川市自然環境観察員制度

自然環境観察員は、那珂川市の自然の中に生息・生育する動植物及び地形地質について、多くの方には知らずとも、調査により、現状や変化を捉えていく中で環境保全意識の高揚を図ることを目的として活動しています。那珂川市自然環境観察員制度実施要領（平成27年9月30日訓令第8号）第4条に基づき定例会議や観察及び現地調査を実施しています。

■市民・事業者・関係団体等の各主体

市民一人ひとりが環境問題について認識し、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践します。また、事業活動が環境に与える負荷を認識し、地域環境に貢献するため、経済活動の中に環境の視点を組み込み、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践し、環境への影響の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めます。

各主体は、行政が推進する環境施策・事業に積極的に協力するとともに、協働して取り組みを推進します。

なお、この主体には、福岡県地球温暖化防止活動推進員等も含まれます。

■行政

本計画で設定した環境施策・事業を計画的かつ確実に実施するとともに、市民・事業者が行う環境保全のための取り組みを支援します。本計画に基づき、公務において環境負荷の低減、環境保全のための行動を職員自らが率先して実践し、市民・事業者を牽引していきます。また、持続可能な社会の発展を目指し、市民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進します。

■国・福岡県・近隣自治体

大気汚染の防止や、河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や福岡県、近隣自治体との連携を図り、広域的な視点で施策を推進するとともに、状況に応じて、国や福岡県への要望を行います。

2 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとしていくためには、計画を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みにフィードバックさせていくしくみが重要です。

そのため、本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、[PLAN・計画する] → [DO・実行する] → [CHECK・点検する] → [ACT・見直す] という流れで行います。

この PDCA サイクルは、1 年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、5 年ごとに計画の見直しを行います。

指標などを用いて点検・評価した結果は「年次報告」としてとりまとめた上で公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。また、那珂川市環境審議会において年次報告に基づいて計画の進捗状況や効果について確認・検討します。

これらの各組織・主体から寄せられた意見及び助言は、次年度以降の施策や取り組みへと反映していきます。

◆計画の進行管理

